

福島原発事故責任者に対する告発状受理に関する声明文

2012年8月1日

告発人・広瀬 隆
明石 昇二郎

私たち告発人のみならず、膨大な数の国民が、この日を待っていました！

2011年3月11日の東日本大震災に伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所における一連の爆発事故発生と、それに伴う放射能大量放出による一般市民の大量被曝傷害という「国家規模の重大犯罪」に対して、告発人・明石昇二郎と広瀬隆が提出した告発状を、本日2012年8月1日、東京地方検察庁が受理しました。

毎週金曜日に首相官邸前で原発反対を叫び続け、全国から代々木公園に結集し、国会議事堂を包囲してきた、日本の巨大な民衆の憤怒が、これからはすべての原子力行政と、安全宣伝に奔走してきたあらゆる責任者に向かうことを意味します。公然と、犯罪者は生き延びてきましたが、もはや彼らは安堵して眠りにつくことができなくなったのです。

この告発状受理に引き続いて、本年6月11日に福島県民1324人の福島原発訴訟団が、明石・広瀬の二名が告発したのとほぼ同じ犯罪事由を挙げて集団告訴を起こした「福島地検における捜査」が始まります。さらに本年3月5日、東京電力株主42人が、勝俣恒久会長ら現・旧東電歴代経営陣27人に対して、福島第一原発事故による巨額損失をもたらした責任をとって、5兆5000億円を東電に賠償するよう東京地裁に求めた「株主代表訴訟」を起こしていますが、この裁判も幕を切ります。すべてが、いっせいに始まるのです。

この犯罪結果がもたらしている悲劇を考える時、私たちは、これを手放しで喜ぶことはできません。とりわけ放射能被曝に対する感受性の高い、危険な18歳未満の若い年齢層の子供たちは、本年4月1日までに福島県内から県外に避難した数が1万7895人にも達しました。被曝を強いられ、転々と逃げまどってきた数知れない福島県民、および周辺の諸県から首都圏にまでおよぶ放射能汚染の被害者である一般市民・企業の怒りと、その人たちに対する代償の請求は、司法国家であるわが国において、絶対に完遂されなければなりません。被害者の祈りが完全に満たされるまで遂行されなければなりません。さらに、日本全土を汚染した放射能によって、日本列島に住むどれほど多くの人間が苦しめられ、健康不安を抱かされてきたか、その被害は計り知れません。この捜査の開始こそ、その目的を果たす第一歩だったのであります。

その意味において、東京地検の福島原発事故責任者に対する告発状受理は、国民の悲願が果たされる歴史的な起爆剤になるでしょう。

すべての電力会社が、東京電力と同様に、大事故発生の可能性を知らながら対策を放置してきたことは、あらゆる報道事実によって検証されていますので、本捜査が正常に進めば、すべての電力会社の歴代幹部が、同じ罪に問われます。もはや、原子力発電所の再稼働は、あり得ない出来事になったと言っても過言ではありません。

事故直後に福島第一原子力発電所の爆発映像が福島中央テレビで放映され、すべての国民の目がそれをしかと見届けていながら、本日まで、その犯罪行為が司法の手で捜査されず、野放しになってきました。当該事故の発生以来、これらの大量被曝傷害罪は、明白なものでありました。これは、国民の目から見て、「ひき逃げ犯」の実名を知らながら、その犯人たちが公然と社会的な活動を続けているという、金輪際許しがたい状況でありました。

なぜこの重大事件が本日まで司法によって捜査されなかったかといえば、国会事故調査委員会、政府事故調査委員会などが、事故原因の究明に取り組んでいたため、東京地

検としては、2011年7月に上記二名の告発人によって提出された告発状を受け取りながら、事故最大の責任者であり、また当該事故関連の内部資料を所有する東京電力本店に入って、それらの資料を段ボール箱に詰めて持ち出すことが、公的な事故調査の妨げになったからです。

しかし本年7月には、国会事故調査委員会、政府事故調査委員会、いずれの最終報告書も公式に出され、もはや事故調査の妨げになる要因が一切なくなったことによって、ようやく、全国民の目が注がれる捜査に着手されたのです。

ただし、国会、政府の両事故調の報告書も、未解明の部分が多々あります。見解が真っ向から対立しているところもあります。つまり事故調ごとに「見解」が一致していません。事実の究明はまだ道半ばなのです。その理由は、両事故調には「強制捜査権」がなかったためです。

悲劇の再発を防ぐためにも、そして被災者の救済のためにも、「正しい結論」を出さずじやむやのままたま終らせることなど断じてできません。

そして、その「正しい結論」を導き出すことができるのは、検察官の皆さんであり、警察官の皆さんです。

ぜひ、国民の切なる期待に応えて欲しいと思います。

一年以上の歳月は、待つに長すぎました。だが、不幸中の幸いで、この一年間に、新たな報道によって、犯罪事由は一層明白な事実であることが、日々、今日現在も明らかにされつつあります。司法が、東京電力本店から押収する新たな証拠物件によって、これまで秘密にされてきた重大な事実が、国民に共有されなければなりません。そしてそれが、あらゆるメディアを通じて、正しく報道されなければなりません。

私たちは、現在の原子力規制委員会の委員長候補とされている田中俊一に対しても、福島県民の被曝を助長した人物として、その名を本状に追加することを検討しております。この人物が、日本の原子力行政のトップに立つことなど、金輪際あってはならないことだからです。

福島原発事故は、科学的に予見できる事故であったにもかかわらず、それを回避する手段を一切講じなかったという事実から、「未必の故意」に相当する重大犯罪であるのは明白です。しかるに被告発人たちは、「想定できなかった」などという虚言を弄して、その罪から免れようとしてきました。彼らが一様に、原発の運転は安全と言い続け、危険な発電法を踏襲してきた行為は、人間の生命・生存に対する兇悪な犯罪であると、科学的、医学的に断定されるでしょう。なおかつ、これらの者が権威ある地位・職権を悪用してこれら行為に明け暮れてきた行為は、とりわけ厳しく断罪されるべき性格を持っているため、私たちはこれを刑事事件として刑事告発し、司直の手に委ねることにしました。

東京地検においては、あらゆる法令を駆使し、今後、このように日本国民が被害を受けることが絶対になきよう、法的にも、社会的にも、厳しい制裁を加えることを強く求めます。国民に代って、急ぎ被告発人たちの罪と悪事を白日の下に晒し、法に基づく正義が実行されることを、ここに強く望みます。

以上、すべての方々に、ご報告いたします。